

新潟市生活応援プレミアム付デジタル商品券発行事業業務委託に係る

委託業者選定プロポーザル実施要領

1 本書の目的

本書は、新潟市が実施する新潟市生活応援プレミアム付デジタル商品券発行事業業務（以下「デジタル商品券発行業務」という。）の受託者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

新潟市生活応援プレミアム付デジタル商品券発行事業業務委託

(2) 業務の内容

新潟市生活応援プレミアム付デジタル商品券発行事業業務委託仕様書のとおり

(3) 業務委託契約期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

(4) 業務委託料の上限額

1,200,000,000円

【内訳】

- ・デジタル商品券発行原資（プレミアム分）900,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
 - ・デジタル商品券発行業務に係る経費 300,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※ デジタル商品券発行原資（以下「預託金」という。）の額は、上記の金額で見積もること。
- ※ デジタル商品券発行業務に係る経費（以下「委託料」という。）の額は予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであり、見積書がこの金額を超える場合は失格とし、提案内容の審査は行わない。

3 受託者審査方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

4 参加資格

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されていること。又は、以下の要件を

すべて満たしている者

ア 日本国内に存在する法人で国税及び地方税等を滞納していない者

イ 設立日から申請日までの期間が 1 年以上経過している者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含むものとする。

- ④ 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- ⑦ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

共同企業体として応募する場合は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① すべての構成員が上記①から⑦の要件を満たすこと。
- ② 本市の対応窓口となり協定締結等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う者を代表事業者とすること。
- ③ 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、共同企業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

実施日	内容
令和 8 年 2 月 27 日（金）	公募開始（市ホームページに掲載）
令和 8 年 3 月 6 日（金） 午後 3 時まで	質問書の提出
令和 8 年 3 月 11 日（水） まで	質問書に対する回答
令和 8 年 3 月 13 日（金） 午後 3 時まで	本業務への参加表明（参加表明書類の提出）
令和 8 年 3 月 17 日（火） まで	本業務への参加資格確認結果の通知
令和 8 年 3 月 19 日（木） 午後 3 時まで	提案書類の提出
令和 8 年 3 月 25 日（水） まで	書類審査結果・プレゼンテーション日程等の通知
令和 8 年 3 月 27 日（金）	選定委員会の開催（プレゼンテーション審査）
審査後速やかに	審査結果の通知（令和 8 年 3 月下旬を予定） ・契約の締結（令和 8 年 4 月 1 日以降）

6 質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は以下のとおり質問書を提出することとし、原則口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限：令和8年3月6日（金）午後3時まで
- ・提出書類：質問書（様式1）
- ・提出場所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 経済部 商業振興課
- ・電子メール：shogyo@city.niigata.lg.jp
- ・提出方法：持参、郵送又は電子メール
※ 持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。
- ・回答方法：令和8年3月11日（水）までに電子メールにて回答するとともに、新潟市ホームページに公表する。

7 参加表明

(1) 本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加表明書類を提出すること。

- ・提出期限：令和8年3月13日（金）午後3時まで
- ・提出書類：参加表明書（様式2-1または様式2-2）
暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式3）
共同企業体協定書兼委任状（様式4）※共同企業体の場合に限る
※ 上記4③により、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、参加表明時に下記の書類も提出すること。共同企業体として応募する場合は構成員ごとに提出すること。
 - ア 登記事項証明書
 - イ 直近の決算報告書
 - ウ 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)
 - ※ 新潟市内に本社又は支店、営業所等がある場合に提出を求めるもの。
 - ※ 参加表明月の1か月前以降に証明されたもの。
 - エ 国税の納税証明書(その3の3)
 - ※ 参加表明月の3か月前以降に証明されたもの。
- ・提出部数：各1部
- ・提出場所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 経済部 商業振興課
- ・提出方法：持参又は郵送
※ 持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(2) 本業務への参加資格確認結果の通知

新潟市は、提出された参加表明書類に基づき審査し参加資格の有無を決定して、令和8年3月17日（火）までに参加表明書に記載された連絡先の電子メールに通知する。

(3) 参加資格の喪失

参加資格の通知を受けた者が以下のいずれかに該当する場合には、本件の参加資格を喪失するものとする。

- ① 上記「4 参加資格」で示す要件を満たさなくなったとき
- ② 参加表明書類一式に、虚偽の記載があったとき

(4) 参加の辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届（様式5）」を書面で提出すること。

8 提案書類の提出

本プロポーザルの参加資格が有となった者は、本要領の内容及び仕様書の内容を十分に踏まえ、以下の提案書類一式を提出すること。

- ・提出期限：令和8年3月19日（木）午後3時まで
- ・提出書類：
 - ① 提案企業（団体）の概要がわかるもの（提案様式1）
 - ※ 共同企業体の場合、構成団体ごとに提出すること。
 - ② 企画提案書（提案様式2）
 - ※ 提案様式2に記載の要素を踏まえた任意様式による提出も可（A4サイズとし、縦横方向、モノクロ・カラーはどちらでも可能。ページ数は任意）
 - ③ 見積書（任意様式）
 - ※ 内訳は具体的に記載し、消費税及び地方消費税も明記すること。
- ・提出部数：正本1部、副本8部（併せてPDFデータをメールにて提出すること）
 - ※ 企業名等は正本にのみ記載。副本には提案者が特定できる事項を一切記載しない。
- ・提出場所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 経済部 商業振興課
- ・提出方法：持参又は郵送
 - ※ 持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。
- ・留意事項：提出後の提案の差し替え（追加及び変更等）は提出期限までの間に限り認める。

9 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

委託候補者を選定するために、選定委員会を開催する。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

- ① 本要領に従い、選定委員会は、各提案者提出の提案書類に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最も優れた提案を行った者を選定する。
- ② 提案者数が多数の場合は、事前に別添「企画提案評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき書類審査を実施し、その結果、上位6者程度に対してプレゼンテーショ

ン審査を行うこととする。なお、プレゼンテーション審査が実施される者にはその日程等を、実施されない者にはその旨を令和8年3月25日（水）までに電子メールで通知する。

- ③ 書類審査及びプレゼンテーション審査は非公開とする。
- ④ プレゼンテーション審査の出席者は、最大3名までとする。
- ⑤ プレゼンテーション審査の時間は、1者あたり30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）を予定している。
- ⑥ 各委員が評価基準に基づき採点し、提案者ごとに各委員の採点得点を合算後、最高点と最低点を付けた各委員の採点得点を除いた合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。
- ⑦ 提案者が1者であっても審査を行い、提案内容が優れたものであると判断した場合はその者を委託候補者とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し選定、非選定の旨を通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

10 業務の委託

(1) 業務の委託

- ① 審査により決定した最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。
- ③ 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。
- ④ 契約書には、提案内容と合意内容に基づいて作成した仕様書を添付する。
- ⑤ 新潟市は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。なお、契約の解除により損害を受けた場合は、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(2) 契約書

新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

なお、契約保証金については、同規則第34条に該当する場合は免除する。

11 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出期限後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出された全ての提案書は返却しない。
- (3) 提出された提案書は、複製する場合がある。

(4) 提出された提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない。

1 2 業務の着手

(1) 受託者は、本業務における管理責任者を置くものとする。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに本業務に着手すること。この場合において、着手とは本業務の実施のために新潟市との打合せを開始することをいう。

1 3 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・ 本公募の開始以降、審査員による審査が終了するまでの間に、審査員に不当な接触を行った者
- ・ この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・ 特別な事情がなく、指定されたプレゼンテーション審査時刻に遅れた者
- ・ 委託費用の上限額を超える見積金額を提案した者
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2) その他の留意事項

- ・ 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）は、提案者の負担とする。
- ・ 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

1 4 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

新潟市 経済部 商業振興課

TEL : 025-226-1633

FAX : 025-228-1611

電子メール : shogyo@city.niigata.lg.jp